

## 都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	大分県	担当部署	地域農業振興課
-------	-----	------	---------

### I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

#### 1. 制度の実施状況の概要

	協定数	農用地面積	交付額
ア 集落協定	1,187 協定	15,489 ha	241,779 万円
a 基礎単価の対象	178 協定	1,520 ha	17,637 万円
b 体制整備単価の対象	1,009 協定	13,969 ha	224,141 万円
c 加算措置			
(a) 棚田地域振興活動加算	6 協定	146 ha	1,424 万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	108 協定	765 ha	4,364 万円
(c) 集落協定広域化加算	3 協定	116 ha	337 万円
(d) 集落機能強化加算	14 協定	308 ha	895 万円
(e) 生産性向上加算	170 協定	2,880 ha	8,442 万円
イ 個別協定	27 協定	168 ha	2,028 万円
a 基礎単価の対象	7 協定	81 ha	315 万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象	20 協定	87 ha	1,713 万円
c 超急傾斜農地保全管理加算	0 協定	0 ha	0 万円
合計	1,214 協定	15,658 ha	243,806 万円

#### 【参考】

R3年耕地面積※	54,455 ha
----------	-----------

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

#### 2. 集落協定の概要

	協定参加者数	交付面積	交付金額
1 協定当たり平均値	17 人	13 ha	204 万円

#### 【参考】

ア 協定参加者数	20,592 人
イ 交付金配分額	241,779 万円
a うち個人への配分	121,532 万円
b うち共同取組活動	120,247 万円

## Ⅱ 都道府県による評価結果

### 1. 評価項目に対する都道府県の評価

#### (1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	570	616	1	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	619	566	2	
b 水路・農道等の管理	627	560		
c 多面的機能を増進する活動	606	580	1	
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	264	669	76	
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	242	239	528	
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算	2	4		
c 急傾斜農地保全管理加算	64	43	1	
d 集落協定広域化加算	4	3		
e 集落機能強化加算	4	11		
f 生産性向上加算	101	76	2	
オ 全体評価	優 644 (54%)	良 521 (44%)	可 22 (2%)	不可 (0%)

#### 1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

・市町村の全体評価は、98%で「◎：優良」、「○：適当」と評価され、特に項目ア、イ、エは高い評価となっている。  
 ・一方、「ウ(b)集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況」は、約5割で「△：指導が必要」となっており、今後、市町村等と連携し、指導・助言を行うこととしている。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	9	18		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	7	20		
b 水路・農道等の管理	7	2		
c 多面的機能を増進する活動	7	1		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	3	18		
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	27 (100%)	(0%)	(0%)	(0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

- ・市町村の全体評価は、全て「◎：優」と高く評価されている。

1について第三者機関の意見【必須】

- ・「集落マスタープランに係る活動」への評価は高かったが、行政はそれで良しとするだけでなく、集落の状況を掴む目配りをしながら、必要な助言・指導を実施してもらいたい。
- ・予定どおり集落戦略が作成されるよう、県・市町村は、協定に対する積極的な指導や助言を行ってほしい。
- ・集落がこれからやらなければならないこと、やってほしいことに取り組んでいる等の優良事例を把握し、横展開が図られるような企画（コンクール等）を実施してはどうか。
- ・取組数が少ない加算措置がある。使用方法等を優良事例等で周知・推進することで、他協定でも効果的な活用が図られるのではないか。

## 2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

### (1) 集落協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 集落マスタープランに係る活動	1									
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動	2	1								1
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動	1									
ウ 集落戦略の作成										
a 集落戦略の作成状況・作成見込み	71	17			24					1
b 地図の作成状況	399	229			61					85
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み										
a 棚田地域振興活動加算										
b 超急傾斜農地保全管理加算					1					
c 集落協定広域化加算										
d 集落機能強化加算										
e 生産性向上加算	2				2					

### (2) 個別協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託										
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動										
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項										
エ 加算措置 （超急傾斜農地保全管理加算）										

### 3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

#### (1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	1173	3 (0%)	131 (11%)	237 (20%)	802 (68%)
	うち集落戦略	993	193 (19%)	633 (64%)	105 (11%)	61 (6%)
	R 3年度	1187	(0%)	125 (11%)	253 (21%)	809 (68%)
	うち集落戦略	1009	130 (13%)	640 (63%)	140 (14%)	97 (10%)

#### 3の(1)について都道府県の所見【必須】

・ほぼすべての協定が、年1回以上の話合いを行っている。  
 ・一方で、集落戦略作成に向けた話合いにまで至っていない協定が1～2割あり、今後、市町村等と連携し、指導・助言を行うこととしている。

#### (2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	893 協定	88.5 %
② 協定参加者以外の集落の住民	75 協定	7.43 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	77 協定	7.63 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	5 協定	0.5 %
⑤ 協定役員のみ	37 協定	3.67 %
⑥ 話合いをしていない	80 協定	7.93 %

#### 3の(2)について都道府県の所見【必須】

・約9割の協定が、協定参加者の参加により話合いを行っている。  
 ・一方で、「協定役員のみ」「話合いをしていない」にとどまっている協定が約1割ある。話合いが十分でない協定に対して、作成に関する助言等を行うよう、引き続き指導していく。

#### 3について第三者機関の意見【必須】

・期間内に集落戦略が作成されるよう、話合いを促すとともに、要望に応じて行政機関が協定に対し指導・助言を積極的に行ってほしい。  
 ・例えば、集落戦略作成のモデル事例をつくったり、県下の優良事例を表彰したりして、他協定への横展開を図ってはどうか。

#### 4. 市町村に要望する支援内容

##### (1) 集落協定

##### (2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	392	協定 33 %	① 協定書作成に係る支援	10	協定 37 %
② 集落戦略作成に係る支援	463	協定 39 %	② 目標達成に向けた支援	13	協定 48.1 %
③ 目標達成に向けた支援	215	協定 18.1 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援	2	協定 7.41 %
④ 協定の統合・広域化への支援	64	協定 5.39 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	3	協定 11.1 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	437	協定 36.8 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	9	協定 33.3 %
⑥ ①～⑤以外の支援	37	協定 3.12 %	⑥ ①～⑤以外の支援	3	協定 11.1 %
⑦ 特に支援を要望しない	311	協定 26.2 %	⑦ 特に支援を要望しない	5	協定 18.5 %

#### 4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

・集落・個別協定とも、「協定書作成に係る支援」、「事務負担軽減に向けた支援」の割合が高い。  
 ・加えて、集落協定は「集落戦略に係る支援」、個別協定は「目標達成に向けた支援」の割合が高い。

#### 4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・効果的な制度活用が図られるよう、各協定が希望する支援を展開してほしい。  
 ・また、集落協定は「集落戦略作成に係る支援」、個別協定では「目標達成に向けた支援」を求める割合が高く、その具体的内容を掴む必要があるのではないか。

### Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

#### 1. 継続の意向等

##### (1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		1123	協定 94.6 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	132	協定 11.8 %
	広域化の意向はない	991	協定 88.2 %
廃止意向の協定数		64	協定 5.39 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	46	協定 71.9 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	56	協定 87.5 %
	③ 地域農業の担い手がないため	42	協定 65.6 %
	④ 農業収入が見込めないため	25	協定 39.1 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	26	協定 40.6 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	23	協定 35.9 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	15	協定 23.4 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	8	協定 12.5 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	11	協定 17.2 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	5	協定 7.81 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	2	協定 3.13 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能なため	2	協定 3.13 %
	⑬ その他		協定 0 %

## (2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		22 協定	81.5 %
廃止意向の協定数		5 協定	18.5 %
協定 廃止 の 理 由	① 高齢化による体力低下や病気のため	4 協定	80 %
	② 後継者がいないため	2 協定	40 %
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	2 協定	40 %
	④ 集落協定に参加するため	協定	0 %
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	3 協定	60 %
	⑥ 農業収入が見込めないため	1 協定	20 %
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	3 協定	60 %
	⑧ 圃場条件が悪いため	1 協定	20 %
	⑨ 事務手続きが負担なため	2 協定	40 %
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	1 協定	20 %
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	協定	0 %
	⑬ その他	協定	0 %

### 集落協定の広域化等に対する推進方針

・現に広域化を希望している協定、および近い将来広域化が必要となると見込まれる協定に対し、集落協定の広域化を推進する。

### 廃止意向の協定に対する働きかけの方針

・廃止意向のある協定に対し、広域化等の対応による取組継続を提案する。  
 ・現状規模の農業生産活動の継続が困難で、かつ広域化等による取組継続も困難な場合には、土地利用を効率化して荒廃農地の発生を抑制するために、活動困難農地の林地化による縮小継続も選択肢とする。

### 1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・できる限り取組が継続されるようにサポートすることが大前提だが、どうしても取組継続が困難な場合にどのようなサポートができるのか整理が必要と考える。  
 ・林地化に取り組む場合には、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」等の他メニューとの連携・調整も必要と考えられ、ワンストップ対応ができるようにしてほしい。



## 2. 協定の役員

### (1) 集落協定

#### ① 代表者

年齢	～59歳	93 人 (8%)	60～69歳	401 人 (34%)	70～79歳	581 人 (49%)	80歳～	112 人 (9%)
代表者になってからの年数	～2年	207 人 (17%)	3年～7年	412 人 (35%)	8年～	568 人 (48%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	893 人 (80%)	協定	ない	230 人 (20%)	協定		

#### ② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	268 人 (23%)	60～69歳	530 人 (45%)	70～79歳	368 人 (31%)	80歳～	21 人 (2%)
担当者になってからの年数	～2年	158 人 (13%)	3年～7年	396 人 (33%)	8年～	633 人 (53%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	1046 人 (93%)	協定	ない	77 人 (7%)	協定		

#### ③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在			今後		
なし		1089 人	協定	91.7 %	1079 人	協定	90.9 %
あり		98 人	協定	8.26 %	108 人	協定	9.1 %
委任先	行政書士・公認会計士		協定	0 %	2 人	協定	1.85 %
	事務組合		協定	0 %		協定	0 %
	NPO		協定	0 %		協定	0 %
	集落法人		協定	0 %	1 人	協定	0.93 %
	J A		協定	0 %		協定	0 %
	土地改良区		協定	0 %	1 人	協定	0.93 %
	個人	3 人	協定	3.06 %	6 人	協定	5.56 %
	その他	95 人	協定	96.9 %	98 人	協定	90.7 %

## (2) 個別協定

### 交付対象者

交付対象者	個人	21 協定 (78%)	法人	6 協定 (22%)	任意 組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	～59歳	11 人 (41%)	60～ 69歳	7 人 (26%)	70～ 79歳	8 人 (30%)	80歳～	1 人 (4%)
後継者の有無	いる	10 協定 (37%)	いない	17 協定 (63%)				

### 2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

・集落協定の代表、会計担当者は、就任指定から3～7年が3割、8年以上が約5割となっており、同じ方が長く務める傾向がある。なお、集落協定の事務委託が約1割あり、そのほとんどは竹田市の協定（協定の出資により設立した事務支援組織への委託）である。

### 2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

- ・交付金事務の負担軽減策は、まずは集落や協定の中でしっかりと考えることが重要。
- ・事務処理が困難な場合は、竹田市の協議会や、地域運営組織（まちづくり協議会）等の事例を紹介する等、協定に対しサポートすることも必要。